

各支給認定保護者の皆様

松浜こども園

令和2年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和2年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額(別紙参照)から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

(参考)「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支携去(平成 24 年法律第 65 号)に基づく施設型給付費等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)。
- ・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成 26 年内閣府令第 39 号)第 14 条第 1 項(第 50 条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和2年度の実績を御報告するものです。
(あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません)

松浜こども園 設置者様

新潟市役所保育課

令和2年度の公定価格の額について

貴施設(事業)における令和2年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、各支給認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

(※)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっています。

〈各月ごとの年齢別の公定価格の額〉

■教育標準時間認定児童(1号認定児童)

単位:円

	満3歳児	3歳児	4歳以上児
4月	193,080	193,080	177,060
5月	193,080	193,080	177,060
6月	185,150	185,150	177,060
7月	185,150	185,150	177,060
8月	185,150	185,150	177,060
9月	185,150	185,150	177,060
10月	240,620	184,140	176,050
11月	240,620	184,140	176,050
12月	240,620	184,140	176,050
1月	240,620	184,140	176,050
2月	239,870	183,630	175,580
3月	248,680	192,440	184,390

■保育認定児童(2号3号認定児童)

単位:円

	0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	189,650	185,440	110,600	106,390	65,730	61,520	50,190	45,980
5月	189,650	185,440	110,600	106,390	65,730	61,520	50,190	45,980
6月	189,620	185,410	110,570	106,360	57,930	53,720	50,160	45,950
7月	189,620	185,410	110,570	106,360	57,930	53,720	50,160	45,950
8月	189,620	185,410	110,570	106,360	57,930	53,720	50,160	45,950
9月	189,620	185,410	110,570	106,360	57,930	53,720	50,160	45,950
10月	189,650	185,440	110,600	106,390	57,960	53,750	50,190	45,980
11月	189,680	185,470	110,630	106,420	57,990	53,780	50,220	46,010
12月	189,680	185,470	110,630	106,420	57,990	53,780	50,220	46,010
1月	189,650	185,440	110,600	106,390	57,960	53,750	50,190	45,980
2月	187,230	183,060	109,290	105,120	57,290	53,280	49,610	45,600
3月	199,320	195,150	121,380	117,210	69,380	65,370	61,700	57,690

(注)上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍回数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。

(注)副食費徴収免除対象者については、1号認定児童は別途225×実施日数(20を超える場合

には20)、2号認定児童は別途4,500を追加。